

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	島原振興局	管理部 総務課	H22.4.1	青写真焼付 (単価契約)	青写真焼付 ・A3 20円 ・A2 36円 ・A1 61円 ・A0 129円 ・A0A2 169円 ・A0A1 190円 ・2A0 258円 ・2A0A1 319円 折り方 ・A1 10円 ・A0 30円 PPCコピー ・A2 150円 ・A1 300円 ・A0 500円 ・A0A2 650円 ・A0A1 800円 ・2A0 1000円 ・2A0A1 1300円 シャットフィルム ・A3 600円 ・A2 900円 ・A1 1800円 ・A0 3600円 ・A0A2 4500円 ・A0A1 5400円	島原市新湊2丁目丙1713-23 (有)事務機の島原エビス 代表取締役 大矢保考	当該契約は、青写真焼付等の集配や納品を迅速かつ正確に行う必要があることから島原振興局周辺に事務所がある専門業者に限定される。島原市内及び管内に青写真焼付を行っている業者は(有)事務機の島原エビスだけであるので、当該業者と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
					カラーコピー ・A2 2000円 ・A1 4000円 ・A0 8000円 カラーコピー縮小 ・A1-A3 2500円 ・A0-A3 5000円 P P C 縮小 ・A1-A3 500円 ・A0-A3 900円 P P C 縮小(シャット) ・A1-A3 600円 ・A0-A3 1100円 カラーデータ出力 ・A2 1000円 ・A1 1700円 ・A0 3500円 ・A0A2 4200円 ・A0A1 5200円 モノクロデータ出力 ・A2 200円 ・A1 400円 ・A0 600円 ・A0A2 800円 ・A0A1 1000円 ・2A0 1200円 ・2A0A1 1300円 (税別)			

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
2	島原振興局	建設部 管理課	H22.4.1	小浜港及び多比良港 緑地管理業務委託	2,169,300	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	港湾管理者には、港湾の適正な維持管理を行う責務があり、通常予想される危険防止措置や、施設の設置又は管理の瑕疵による事故を防ぎ安全確保を図る必要がある。小浜港及び多比良港の管理事務は、長崎県の事務処理の特例に関する条例等により、雲仙市が知事の権限に属する事務の一部を行っていることから、当該緑地管理についても、同市において一体的に行ったほうがよいと判断し1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
3	島原振興局	建設部 用地課	H22.4.1	一般国道251号(愛野 森山バイパス)道路改 良工事 用地取得事 務業務委託	1,601,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	・土地開発公社は、公共用地取得業務等を目的とした県の全額出資による特別法人であり、県が行うべき用地取得業務を代行して行っている。 ・公共用地取得に関し、損失補償基準、用地交渉等の専門的知識を有している。 ・本業務を他業者へ発注することは弁護士法第72条に抵触する。	第167条の2 第1項 第2号
4	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.4.1	一般県道雲仙千々石 線道路改良工事(監督 補助業務委託)	17,388,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
5	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.4.1	一般国道251号道路 改良工事(監督補助業 務委託)	17,388,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.4.12	島原振興局道路都市 計画課 積算技術業 務委託	3,075,450	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
7	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H22.4.16	原尾地区埋蔵文化財 発掘調査業務委託	25,650,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
8	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.4.16	主要地方道小浜北有 馬線交通安全施設等 整備工事(仮橋維持 管理)	8,032,500	雲仙市小浜町7-22 宅島建設㈱ 代表取締役 宅島 壽雄	西正寺橋の建設工事に伴う仮設道路として使用するため、主要地方道小浜北有馬線交通安全施設等整備工事(平成21年8月31日付けで宅島建設㈱と契約)にて設置した仮橋について、西正寺橋の完成までの間、維持管理及び鋼材の賃貸借を行うものである。 本仮橋は、宅島建設㈱が設置し建設資材リース会社から賃貸借しているリース物件として占有していることから他に競合することはできないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
9	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.4.30	島原振興局道路都市 計画課 積算技術業 務委託	4,120,200	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H22.5.10	三会原第2地区換地 計画等事務委託	1,010,000	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」により市町か土地改良区に特定されており、土地改良区は市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通しているため委託先としてより適している。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
11	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.5.18	島原振興局道路都市 計画課 積算技術業 務委託	1,046,850	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
12	島原振興局	建設部 河港課	H22.5.24	半田海岸高潮対策工 事他(監督補助業務委 託)	13,041,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
13	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H22.6.11	加津佐西部地区換地 計画等事務委託	4,054,000	南島原市加津佐町己2792-7 加津佐西部土地改良区 理事長 門畑 忠	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」により市町か土地改良区に特定されており、土地改良区は市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通しているため委託先としてより適している。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H22.6.22	布津北部地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	2,850,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
15	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H22.6.23	布津北部地区換地計画等事務委託	4,478,000	南島原市布津町乙1663-1 布津北部土地改良区 理事長 石橋 博	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」により市町か土地改良区に特定されており、土地改良区は市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通しているため委託先としてより適している。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
16	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H22.6.24	大苑地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	9,500,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
17	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H22.6.25	大苑地区換地計画等事務委託	1,645,000	南島原市有家町大苑12 大苑土地改良区 理事長 渡部 清親	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」により市町か土地改良区に特定されており、土地改良区は市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通しているため委託先としてより適している。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H22.6.28	加津佐西部地区土量 計算資料作成業務委 託	945,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団連 合会 会長 宮本 正則	<p>・県土連のシステムを用いる必要性 長崎県が採用する基盤計画高算定法「加重平均法」をベースとして、運土計画に必要な一連の土量計算を高精度でシステム化したものは、現在のところ県土連が保有する「傾斜補正版土量計算システム」以外に実証したものが無い。</p> <p>・コンサルタントに必要なシステム開発費を含めて発注することの是非 土量計算業務、積算システム開発費をコンサルタントに発注するためには、システムを使用するための費用(システム開発費)を計上する必要があるが、これについては以下の3つの問題がある。 相当の費用を加算する必要があり、経済的に著しく劣る。 本来必要な土量計算業務、出来高設計業務に先立ち、システム開発のための工期を相当期間必要とし、実務への時間的制約が大きいの。 開発したシステムを効率的に検証するためには、実証されている県土連のシステムによる結果照合が現実的であり、別途県土連への業務依頼が生じる。以上のことから、県土連以外への業務委託は困難であるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号
19	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H22.6.30	原尾地区換地計画等 事務委託	35,433,000	南島原市有家町大苑12 原尾土地改良区 理事長 池田 良成	<p>当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」により市町が土地改良区に特定されており、土地改良区は市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通しているため委託先としてより適している。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号
20	島原振興局	建設部 河港課	H22.7.1	島原振興局管内港湾 事業(監督補助業務 委託)	13,041,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 野田 浩	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.9.1	一般国道251号交通安全施設等整備工事 (監督補助業務)	10,143,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
22	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.9.10	島原振興局道路都市計画課 積算技術業務委託	2,965,200	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
23	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H22.9.13	宇土山地区換地計画等事務委託	4,316,000	島原市宇土町乙928 宇土山土地改良区 理事長 吉永 忠	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」により市町か土地改良区に特定されており、土地改良区は市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通しているため委託先としてより適している。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
24	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.10.21	一般県道雲仙千々石線道路改良工事(仮設防護柵維持管理撤去)	3,465,000	島原市有明町湯江甲1186-1 松本建設㈱ 代表取締役 松本英陸	本工事の切取防護柵及び敷鉄板(以下「仮設物」という)は、一般県道雲仙千々石線道路改良工事(2工区)にて設置したものであり、本工区の掘削完了まで存置しなければならない。 本工事は、本工区の掘削工が完了するまでの間、仮設物の保守点検、鋼材の賃貸借を行い、掘削完了後においては撤去を行うものである。 なお、仮設物は、下請業者の松本建設㈱が建設資材リース会社から賃貸借しているリース物件として占有していることから、他に競合することはできないため随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号



平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.11.1	島原振興局道路都市 計画課 積算技術業 務委託	1,180,200	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号
26	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.11.30	島原振興局道路都市 計画課 積算技術業 務委託	2,450,700	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号
27	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H22.12.9	宇土山地区基本計画 作成業務委託	2,625,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団連合 会 会長 宮本 正則	・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び86土地改良区等を会員とする公益法人であり、土地改良換地士を保有し、換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下「面工事業」という。)は、受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 ・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない。 本業務において、土改連の性格、県が土改連に委託する業務範囲(土改連の業務内容)、県が土改連と随意契約が可能な業務の要件について検討した結果、 測量設計と専門性を求められる換地は密接不可分な関係にある。 競争入札に付した場合、個人情報等の公開を伴う可能性が高い。 以上により、土改連を契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	島原振興局	建設部 管理課	22.11.19	多比良港公有水面埋 立地測量業務委託	4,978,769	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 柴田盛義	当該埋立事業は、公有水面埋立免許により事業を進めているが、現在、計画の5割弱にあたる140,000㎡の埋立が行われている。今回、これを部分竣功し、活用するにあたり、現況についての調査、測量及び、地図訂正を行う必要がある。 本件業務内容は調査・測量業務であるが、その最終的な目的は埋立事業により生じた新たな土地を登記することにある。また埋立地に係る登記申請事務については、当局の用地嘱託業務の範囲外の事務であるため竣功認可後に外注することとなるが、公共用地に係る登記申請業務は、土地家屋調査士法第3条及び第63条の規定により、公嘱協会の専管業務とされているため。	第167条の2 第1項 第2号
29	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H23.2.1	島原振興局道路都市 計画課 積算技術業 務委託	2,590,350	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
30	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H23.2.14	加津佐西部地区換地 計画等事務委託(その 2)	29,745,000	南島原市加津佐町己2792-7 加津佐西部土地改良区 理事長 門畑 忠	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」により市町か土地改良区に特定されており、土地改良区は市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通しているため委託先としてより適している。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号